ご自分の衛生管理の取組をチェックしましょう！

## 付録１．衛生管理チェックシート

* ここでは、本ハンドブックで紹介した食中毒菌の農場への侵入やまん延を防ぐための取組と、家畜伝染病の発生の予防とまん延を防ぐための取組（飼養衛生管理基準で示されている内容）をチェックできるようになっています。

食中毒菌の農場への侵入やまん延を防ぐための取組のうち、食品安全の観点から飼養衛生管理基準より具体的に書かれているものには★印をつけています。

飼養衛生管理基準のチェック項目のうち、本ハンドブックで紹介していない対策は水色及び太字番号にしています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特に衛生管理が必要な区域を明確にするために | | ✓欄 |
| (1) | 農場の敷地を衛生管理区域とそれ以外の区域に、柵やロープなどを利用して分けている。 |  |
| 衛生管理区域に食中毒菌を持ち込まないために | | ✓欄 |
| ～ 車両、人 ～ | | |
| (2) | 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、豚の飼養管理に関係ない車両や人が入らないようにしている。 |  |
| (3) | 衛生管理区域の出入口で、出入りする車両を消毒できるようにしている。 |  |
| (4) | 衛生管理区域に立ち入った人の記録をつけている。 |  |
| (5) | 衛生管理区域の出入口で、専用の作業衣への着替え、専用の作業靴へのはき替えができるようにしている。 |  |
| (6) | 衛生管理区域やそれぞれの豚舎の出入口で、出入りする人の手指や靴の消毒ができるようにしている。 |  |
| (7)  ★ | 踏込消毒槽の消毒液が汚れていないことを、使うたびに確かめている。 |  |
| **(8)** | 同日に畜産関係施設に立ち入った者や過去１週間以内に海外から入国又は帰国した者が、衛生管理区域に立ち入らないようにしている。※家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。 |  |
| ～ ペット動物、器具・器材 ～ | | |
| (9)  ★ | 犬や猫などのペット動物を衛生管理区域に入れないようにしている。 |  |
| (10) | 使用する器具・器材は洗浄・消毒している。※特に、他の畜産関係施設で使用したものを衛生管理区域に持ち込む場合 |  |
| (11) | 豚の飼養管理に必要ないものは、豚舎に持ち込まないようにしている。 |  |
| **(12)** | 過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合は、洗浄・消毒等の措置をとっている。 |  |
| ～ 飼料、敷料 ～ | | |
| (13)  ★ | 飼料の外観、色、異常臭の有無、異物の混入などについて、目視で異常のないことを確認している。 |  |
| (14)  ★ | 購入した飼料（食品残さ等を利用して製造された飼料）を与える場合は、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を守って作られたものを使っている。 |  |
| (15)  ★ | 自ら食品残さ等を利用した飼料を製造、保管、使用する場合は、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を守っている。 |  |
| (16)  ★ | 飼料や敷料が雨水などでぬれないようにしている。 |  |
| 害獣・害虫から家畜への食中毒菌の感染を防ぐために | | ✓欄 |
| (17) | 給餌器などに害獣を近づけないようにしている。 |  |
| (18) | 飼料の保管場所に害獣・害虫が侵入・発生しないようにしている。 |  |
| (19) | 害獣のふん便が混ざるおそれのある水を飲水とする場合は、消毒している。 |  |
| (20) | 貯水槽にふたをするなど、害獣のふん便が飲水に混ざらないようにしている。 |  |
| 衛生管理区域の衛生状態を良好に保ち、食中毒菌を広げないために | | ✓欄 |
| ～ ふん便等の保管、定期的な清掃 ～ | | |
| (21) | 豚のふん便は、保管場所にネットを設置したり忌避剤を散布したりするなど、適切に処理・保管している。 |  |
| (22) | 豚の死体を保管する場合は、処理するまでの間、害獣に荒らされないようにしている。 |  |
| (23) | 豚のふん便や死体を移動させる場合は、周辺を汚さないようにしている。 |  |
| (24)  ★ | 床をきれいに保っている。敷料を使っている場合は、汚れがひどくなる前に交換している。 |  |
| (25)  ★ | 飼槽などの給餌設備、ウォーターカップなどの給水設備をこまめに清掃している。 |  |
| (26)  ★ | 扇風機や換気扇、水道パイプや飼料パイプの上のほこりは、こまめに清掃している。 |  |
| (27)  ★ | 排水溝や排水口に、汚水・汚物が溜まらないようにしている。汚水が溜まっていたら、すぐに取り除いている。 |  |
| **(28)** | 家畜の体液が付着する物品を使用する際は、注射針は少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等は１頭ごとに交換又は消毒をしている。 |  |
| ～ 空舎や空房の消毒、管理 ～ | | |
| (29) | 消毒薬の効果を十分に発揮させるため、空になった豚舎や豚房は、敷料やふん尿などを可能な限り取り除き、水で十分に洗浄している。 |  |
| (30) | 消毒薬は、豚舎や豚房を十分に乾燥させた後、使用方法を守って使っている。 |  |
| (31)  ★ | 消毒後も豚舎や豚房を十分に乾燥させている。 |  |
| (32)  ★ | 豚を導入する前に、豚舎の飼槽や壁、床のほこりを取り除き、ひび割れたところはふさいでいる。 |  |
| 家畜間の食中毒菌の感染を防ぐために | | ✓欄 |
| (33) | 適度な飼育密度を保っている。 |  |
| (34) | 豚の様子を毎日観察し、記録をつけている。 |  |
| (35) | 豚の体表に大量のふん便が付いていないか確かめている。 |  |
| (36)  ★ | 豚の移動及び群の再編成の回数は、必要最小限にしている。 |  |
| (37)  ★ | 群の再編成で、週齢の異なる豚を一緒にすることは可能な限り避けている。 |  |
| (38) | 導入豚が到着したときに、健康であることを確かめている。 |  |
| (39) | 導入豚は、一定期間、隔離して飼育し、健康であることを確かめている。 |  |
| (40) | 豚を出荷・移動する場合は、出荷・移動の直前に豚の健康状態を確認している。 |  |
| **(41)** | 特定症状を確認した場合は、直ちに家畜保健衛生所へ通報することとしている。また、その際には、農場からの家畜及びその死体、畜産物や排せつ物の移動は行わないこととしている。 |  |
| **(42)** | 特定症状以外の異状を確認した場合は、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。 |  |
| **(43)** | 埋却のための土地の確保（肥育豚１頭当たり概ね0.9㎡）、焼却又は化製のための準備をしている。 |  |
| **(44)** | 大規模農場の場合、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。 |  |
| **(45)** | 大規模農場の場合、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに（大規模所有者の許可を得ずに）通報するルールを定め、従業員に周知している。 |  |
| 作業者と家畜との間の食中毒菌の感染を防ぐために | | ✓欄 |
| (46)  ★ | 農場作業者の健康状態を確認し、記録している。下痢やおう吐などの症状がある場合は、衛生管理区域内での作業を他の人にお願いしている。 |  |
| (47)  ★ | 衛生管理区域や豚舎に出入りする時のほか、トイレの後、豚のふん便等に触れた後なども、手指を洗浄・消毒している。 |  |
| (48)  ★ | 豚舎内で、たんを吐く、食事するなどの不衛生な行為はしていない。 |  |
| 取組の効果を得るために | | ✓欄 |
| (49)  ★ | 作業手順を文書にして、作業を行う場所に置いている。 |  |
| (50) | 作業日誌を作成し、毎日記録している。 |  |
| (51) | 作業日誌や検査結果、伝票などの記録（衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を含む）は少なくとも１年間、飼料の記録は2年間保存している。 |  |
| (52)  ★ | 取組の効果を確認するために食中毒菌の検査を検討している。 |  |
| **(53)** | 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防やまん延防止に関する情報を把握している。 |  |